

事 務 連 絡
令和7年9月12日

都道府県
各 成年後見制度利用促進担当課 御中
市 町 村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見等の開始の審判請求の適切な実施に
向けた参考となる事例の提供について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関し、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど、複数の市町村が関わる場合に、いずれの市町村が市町村長申立てを行うかの基準等については、これまで通知等でお示ししてきたところです。

今般、これらの通知等で定める申立基準の原則をさらに明確化する観点から、「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」（令和6年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）の結果等を踏まえ、市町村長申立ての際に複数の市町村で調整を要した具体的な事例を別紙のとおり取りまとめ、送付いたしますので、事務の参考としてください。引き続き、成年後見制度を必要とする人の手続きが円滑に行われるよう（※）、適切なご対応をお願い申し上げます。

なお、この申立基準の原則が、当該市町村の要綱等に反映されていないために調整が困難となった事例や、成年後見制度利用支援事業の取扱いの差異（格差）が市町村長申立ての実施に影響を与える事例が、これまでの調査研究事業等において確認されていることから、そのような場合には、これまでの通知等の内容を踏まえ、要綱等の見直しについても検討いただくよう改めてお願いします。

（※） 1ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断する。

また、都道府県をまたぐ場合は、都道府県間で協議の上、判断することとし、都道府県間の協議が難航した場合は、それぞれ同意の下、具体的な論点を明らかにして、厚生労働省に照会する。

参考 1（報告書の掲載先）

「成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）

URL:https://www.nri.com/jp/knowledge/report/20250430_1.html

（株式会社 野村総合研究所ホームページ内に掲載）

参考 2（関連通知等）

- ・ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和 3 年 11 月 26 日付け障障発 1126 第 1 号、障精発 1126 第 1 号、老認発 1126 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）
- ・ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」の Q & A について」（令和 3 年 11 月 26 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡）
- ・ 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和 5 年 5 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線：3149）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

電話：03-5253-1111（内線：3115）

E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線：3868、3973）

E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

市町村長申立ての際に、複数の市町村で調整を要した具体的な事例

【市町村長申立てに関する通知等】（各通知等で定める申立基準の原則については別紙「参考資料」参照）

- R3 通知：「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和3年11月26日付け障障発1126第1号、障精発1126第1号、老認発1126第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）
- R3 事務連絡：「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」のQ&Aについて」（令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡）
- R5 事務連絡：「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）

【注意事項】

以下は、上記通知等に基づく申立基準の原則を具体的な事例に当てはめたものであり、都道府県が既に独自ルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合など、これ以外の取扱いとすることを妨げるものではありません。

【具体的な事例】

【例1】本人の住所と居所が異なり、介護保険サービスを利用している場合（参考：R3通知）

【本人】これまでA市に居住しており、A市で介護保険サービスの支給決定を受けた後、現在はB市の施設に入所。住民票はB市に移しておらず、住民登録はA市のまま。

【A市】介護保険の保険者であり、介護保険サービスの支給を決定。本人の住民票が残ったまま。

【B市】本人が入所している施設（住所地特例対象施設）の所在地。本人の住民登録はされていない。

【原則的な考え方】

R3通知の原則に基づき、介護保険の保険者であるA市が申立てを行う。

施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点からも、B市は申立てを行わない。

なお、本人と接触しやすいB市が、本人との面談や病院の診断書の用意などを行い、申立てはA市が行うなど、両市が協力して申立てを行った事例がある。

【例2】本人の住所と居所が異なり、複数のサービスを利用している場合
（参考：R3事務連絡Q&A Q1ア）

【本人】A市に居住。B市をひとり歩きしていたところを保護され、B市の医療機関に入院。

【A市】本人の住民登録があり、障害福祉サービスの支給を決定している

【B市】現在の本人の居住地。ひとり歩き中の本人を保護し、生活保護の支給を決定。

【原則的な考え方】

R3事務連絡Q&AのQ1アに基づき、生活保護の実施機関であり、本人の生活実態を的確に把握しているB市が、市町村長申立てを行う。

【例 3】本人の住所と居所が異なり、サービスの利用がない場合（参考：R3 事務連絡 Q&A Q1 エ）

【本人】 以前 A 市に居住していたことがあるが、現在は B 市の病院に長期入院中（退院の見込みなし）。生活保護を受給しておらず、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用もない。

【A 市】 本人は、10 年以上前に居住歴があり、今は居住していないが、住民登録は残ったまま。介護保険の保険者であり、当時、本人は介護認定を受けたものの、現在は認定期限が切れている。この間、介護保険サービスを受けたことはない。

【B 市】 本人の知人宅があり、住民登録をしないまま、現在まで 10 年以上居住を継続。B 市にある病院への入退院を繰り返している。

【原則的な考え方】

本人は 10 年以上前に A 市から介護保険の認定を受けているが、実際に介護保険サービスは利用しておらず、A 市が本人の生活実態を的確に把握しているとは言えない。

本件は、R3 事務連絡 Q&A の Q1 エに基づき、本人に退院の予定もないことから、本人の居住地である B 市が申立てを行う。

【例 4】本人の住所と居所が同一だが、介護保険サービスの提供自治体が異なる場合（参考：R5 事務連絡）

【本人】 これまで A 市に居住しており、A 市の介護保険サービスの支給決定を受け、B 市の住所地特例対象施設に入所。これをきっかけに住民票も B 市に移した。生活保護は受給していない。

【A 市】 介護保険の保険者であり、介護保険サービスの支給を決定。

【B 市】 本人が入所している住所地特例対象施設の所在地で、本人の現在の居住地。

【原則的な考え方】

本人の現在の住所及び居所は B 市だが、R5 事務連絡に基づき、介護保険の保険者であり、本人の生活実態を的確に把握している A 市が、市町村長申立てを行う。本人は、介護保険サービスの利用に伴って住所地特例対象施設に転居したものであり、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点からも、B 市は申立てを行わない。

複数の市町村が関係する場合の成年後見制度の市町村長申立ての原則的な考え方

◎市町村長申立てに係る申立基準の原則について

【申立基準の原則】(R3通知)

- 市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要。
- 施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮することが必要。



- 本人の住所と居所が異なる市町村である場合の市町村長申立ての原則(R3通知、R3事務連絡)
 - ・本人が単一のサービスを利用している場合は、当該サービスの決定権者（生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村等）となる市町村が原則として申立てを行う。
ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げない。また、居所となる施設所在地市町村や中核機関等は、申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。
 - ・本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等は、下表右欄の市町村が原則として申立てを行う。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合	生活保護の実施機関
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとって、より中心的であるサービスを所管する市町村
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（ただし、長期入院患者の場合で、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申立てを行うこと）

- 本人の住所と居所が同一市町村である場合の市町村長申立ての原則(R5事務連絡)
 - ・住所地特例（居住地特例）対象施設に入所している者で、保険者や支給決定市町村が当該施設への入所前の市町村である場合は、保険者や支給決定市町村である市町村が申立てを行う。
 - ・上記以外の場合は、本人の居住地である市町村が申立てを行う。
- 各市町村が定める要綱等への上記原則の反映(R5事務連絡)

上記原則について、一部の市町村では要綱等に反映されていないことなどから、調整が困難となった事例も確認。必要な申立てが適切に行われるよう、未反映の場合は、見直しを検討するよう依頼。

（例：自市町村に住所や居所が有ることを市町村長申立ての必須の要件とせず、例外を認める）

※都道府県が独自ルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合は、この限りではない。